



2026年10月 7 日

各 位

会社名	C K D株式会社
代表者名	代表取締役社長 奥岡 克仁
(コード番号	6407 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先責任者	総務部長 今井 智明
(TEL	0568-74-1111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 7 日付で、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条に基づく取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本日付の取締役会決議において、本売出しの受渡期日の翌営業日から 2026 年 12 月 30 日までの期間において、取得株式の総数 130 万株、取得価額の総額 50 億円をそれぞれ上限とする自己株式取得を実施することを決定いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

当社は、「自動化技術の探究と共創を続け、健やかな地球環境と豊かな未来を拓きます」を Purpose に掲げ、技術力・革新力・共創力を強みとして、産業と暮らしを支える価値を提供してまいりました。2026 年 5 月には、新 10 年 VISION「CKD VISION 2035」及び第 6 次中期経営計画「All CKD Together 2028」を公表し、先端半導体、ライフサイエンス、エネルギー・環境等の成長領域へ経営資源を集中するとともに、配当性向 40%を目安としつつ下限を設けた安定配当等を通じ、資本コストを意識した経営を一層強化しております。

他方、株式市場においては、コーポレートガバナンス強化の観点から政策保有株式を見直す動きが進んでおります。このような状況の下、当社は、当社株式を保有する金融機関を中心に協議を進め、売却の合意が得られたため、本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、株主層の拡大と株主構成の多様化を図り、さらなる企業価値向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------|--|------------|
| （１） 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 3,570,800株 |
| （２） 売出人及び売出株式数 | 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000,000株 |
| | 三井住友海上火災保険株式会社 | 805,300株 |
| | 株式会社三井住友銀行 | 745,700株 |
| | 株式会社三菱UFJ銀行 | 417,000株 |
| | 株式会社伊予銀行 | 333,300株 |
| | 株式会社あいち銀行 | 154,000株 |
| | 株式会社三十三銀行 | 115,500株 |
| （３） 売出価格 | <p>未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年10月19日（月）から2026年10月22日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）</p> | |
| （４） 売出方法 | <p>引受人の買取引受けによる売出しとし、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に全株式を買取引受けさせる。</p> <p>なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。また、引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。</p> | |
| （５） 申込期間 | <p>売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> | |
| （６） 受渡期日 | <p>2026年10月26日（月）から2026年10月29日（木）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日</p> | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

とする。

- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長奥岡克仁又はその選任する代理人に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 535,500株

なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。

- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より535,500株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長奥岡克仁又はその選任する代理人に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、535,500株を上限として大和証券株式会社が貸株人より借入れる当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年11月20日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年11月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエアオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から大和証券株式会社へのグリーンシュエアオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載のシンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、大和証券株式会社は、SM

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

B C 日興証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社三井住友銀行は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものであり、かつ、ロックアップ期間中に交付される当該当社普通株式の総数が、当該当社普通株式の交付を行う前日の当社の発行済株式総数（潜在株式数を含む。）の1%を超えない場合に限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。